

定 款

第1章 総 則

第1条（商 号）

当社は、KDDI株式会社と称する。

2. 英文では、KDDI CORPORATION と表示する。

第2条（目 的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気通信事業法に定める電気通信事業
- (2) 電気通信に関する機器の研究、開発、製造、運用、保守、販売及び賃貸
- (3) 電気通信に関するソフトウェアの研究、開発、製作、運用、保守、販売及び賃貸
- (4) 電気通信に関する市場調査及びシステムの開発
- (5) 電気通信設備及びこれに附帯する設備の研究、開発、製作、設置(電気通信設備の高速道路への設置を含む)、運用、メンテナンス、販売、賃貸及びこれらの請負
- (6) 海底ケーブル及びこれに附帯する設備の研究、開発、設計、敷設、建築、設置、運用、保守、販売、賃貸及びこれらの請負
- (7) 電気通信工事、土木工事、建築工事の設計、施工、監理及びこれらの請負
- (8) 海洋の測量、調査及びこれらの請負
- (9) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- (10) 前各号に関連するコンサルティング及びシステム・エンジニアリング
- (11) 通信回線を利用した事務連絡代行、受注等取次・代行業務、通訳、会議サービス及び文書翻訳事業
- (12) 国内外の電気通信事業等に関する情報収集、調査研究
- (13) 不動産の利用及び駐車場業
- (14) 金融業
- (15) 各種料金の請求収納代理業
- (16) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
- (17) 旅行業、国際・国内航空貨物取扱代理店業
- (18) 労働者派遣業
- (19) 倉庫業及び通関業
- (20) 出版業
- (21) 飲食店、薬局、医薬品・日用雑貨品販売店、宿泊施設、スポーツ施設、会議室、宴会会場等の経営
- (22) 事務用機器、事務用消耗品、図書、雑誌、自動車、家庭用電気製品、食品等の輸出入、販売、リース、レンタル及び割賦販売
- (23) 電気通信、語学、コンピューター技術、資格検定試験対策教育等に関する教育、訓練の企画、立案及び実施
- (24) 工業所有権、技術ノウハウ、ソフトウェア、著作権等の無体財産権の権利化企画、取得、管理、仲介及び販売、並びにこれら無体財産権の関連技術情報の調査、分析及び販売
- (25) 広告業
- (26) 貨物利用運送事業法に基づく第1種貨物利用運送事業
- (27) 放送法に基づく放送事業
- (28) 放送番組の企画、制作及び販売
- (29) 銀行代理業
- (30) 古物の収集、加工、再生、保守、販売及び賃貸
- (31) 発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売等に関する業務
- (32) 医療機器等の販売及びヘルスケア関連事業の企画・運営・商材販売
- (33) 酒類の販売

(34) 金融商品仲介業

(35) 前各号に附帯又は関連する一切の事業その他前各号の目的を達成するために必要な事業を営むことができる

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都新宿区に置く。

第4条（機 関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、8, 400, 000, 000株とする。

第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株主についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第9条（単元未満株式の買増し）

当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

第10条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第11条（株式取扱規則）

当社の株式及び新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第12条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約

権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

第3章 株主総会

第13条（招 集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集する。

2. 前項のほか、必要がある場合には、臨時株主総会を招集する。

第14条（定時株主総会の基準日）

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき者とする。

第15条（招集者）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

第16条（議 長）

株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

第17条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第18条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第19条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、株主総会において議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第20条（取締役の員数）

当社の取締役は20名以内とする。

第21条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

第22条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。
3. 増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

第23条（役付取締役の選定並びに最高顧問及び相談役の委嘱）

取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名並びに取締役副会長若干名を選定することができる。

2. 取締役会は、その決議によって、最高顧問及び相談役を委嘱することができる。

第24条（代表取締役）

取締役社長はこれを代表取締役とする。

2. 前項のほか、取締役会は、その決議によって、取締役の中から、代表取締役を選定することができる。

第25条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第26条（取締役会の招集）

取締役会の招集の通知は会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

第27条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第28条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第29条（取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第30条（監査役の員数）

当会社の監査役は5名以内とする。

第31条（監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。

第32条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第33条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第34条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第35条（監査役会の招集）

監査役会の招集の通知は会日の3日前までに、各監査役に発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

第36条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

第37条（監査役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。

第6章 計 算

第38条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第39条（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日における最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

第40条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日における最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を支払うことができる。

第 41 条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても、なお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

1984年	5月14日作成
1984年	9月11日改訂
1985年	4月 1日改訂
1985年	6月20日改訂
1987年	6月22日改訂
1989年	6月27日改訂
1992年	6月24日改訂
1993年	6月25日改訂
1994年	6月29日改訂
1997年	6月27日改訂
1998年	6月26日改訂
2000年	10月 1日改訂
2001年	4月 1日改訂
2001年	6月26日改訂
2002年	6月25日改訂
2003年	6月24日改訂
2004年	6月24日改訂
2005年	6月24日改訂
2006年	6月15日改訂
2007年	6月20日改訂
2008年	6月19日改訂
2009年	6月18日改訂
2010年	6月17日改訂
2012年	4月25日改訂
2012年	6月20日改訂
2012年	10月 1日改訂
2013年	4月 1日改訂
2013年	6月19日改訂
2015年	4月 1日改訂
2015年	6月17日改訂
2016年	6月22日改訂
2018年	6月20日改訂
2022年	6月22日改訂
2023年	6月21日改訂
2025年	4月 1日改訂